一般財団法人短期大学基準協会 東京都千代田区九段北四丁目二番十一号	理事長 関口修 副理事長 原田博史、福元裕二 理事 麻生隆史、安部恵美子、大野博之、奥田吾朗、上平幸好、川並弘純、工藤智規、佐久間勝彦、佐々木公明、清水一彦、滝川嘉彦、竹田貴文、舘昭、ジョイス・津野田幸子、中野正明、八耳俊文 監事 小口春久、齋藤力夫、谷本榮子	短期大学の教育研究活動等の総合的な状況	平成十七年文部科学省告示第三十一号	期大学基準協会の定める「短期大学基準協会第三者評価要綱」（平成二十四年四月改定）及び「短期大学評価基準」（平成二十七年二月改定）による
公益財団法人日弁連法務研究財団 東京都千代田区霞ヶ関一丁目一番三号弁護士会館内	理事長 高橋宏志 専務理事 菊地裕太郎 常務理事 伊豆隆義、柏木昇、藤原浩、久保英幸、馬橋隆紀、山本昌平 理事 鎌田薫、水野武夫、平山正剛 監事 仙波春雄、田中等	専門職大学院のうち法科大学院の教育課程その他教員組織の研究活動の状況	平成十六年文部科学省告示第百五十九号	公益財団法人日弁連法務研究財団の定める「法科大学院認証評価基準」（平成二十一年十二月十一日改定）による
一般社団法人ABEST21（THE ALLIANCE ON BUSINESS EDUCATION AND SCHOLARSHIP FOR TOMORROW, 21st century organization） 東京都港区南青山五丁目四番地二十九号	理事長 伊藤文雄 理事 徳賀芳弘、谷川和生 監事 Nobue Susie Brown, 斎藤孝一	専門職大学院のうち経営分野（経営管理、技術経営、ファイナンス、経営情報）の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況	平成十九年文部科学省告示第百三十四号	一般社団法人ABEST21の定める「専門職大学院経営分野認証評価基準」（平成二十六年三月八日改定）による
		専門職大学院のうち知的財産分野の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況	平成二十七年文部科学省告示第八号	一般社団法人ABEST21の定める「知的財産分野専門職大学院認証評価基準」（平成二十二年十月十六日制定）による
一般財団法人短期大学基準協会 東京都千代田区九段北四丁目二番十一号	期大学基準協会の定める「短期大学基準協会第三者評価要綱」（平成二十四年四月改定）による	七年以内ごと	期大学基準協会の会員は百三十万円（消費税別）、非会員は三百四十万円（消費税別）	一般財団法人短期大学基準協会は、当該会員の会場費等については大学の負担とする
公益財団法人日弁連法務研究財団 東京都千代田区霞ヶ関一丁目一番三号弁護士会館内	期大学基準協会の定める「短期大学基準協会第三者評価要綱」（平成二十四年四月改定）による	五年以内ごと	評価料は、収容定員三百名以下の法科大学院については三百五十万円（消費税別）、収容定員三百一名以上六百名以下の法科大学院については百七十五万円（消費税別）、収容定員六百一名以上の法科大学院については四百大万円（消費税別）とする	一研究科一専攻当たり、審査費用は三百万円（消費税別）、その他指導員による指導に係る経費の一部（交通費、会議の宿泊費等）については大学の負担とする
一般社団法人ABEST21（THE ALLIANCE ON BUSINESS EDUCATION AND SCHOLARSHIP FOR TOMORROW, 21st century organization） 東京都港区南青山五丁目四番地二十九号	期大学基準協会の定める「短期大学基準協会第三者評価要綱」（平成二十四年四月改定）による	五年以内ごと	一般社団法人ABEST21の定める「短期大学評価基準」（平成二十六年三月八日改定）による	一研究科一専攻当たり、審査費用は三百万円（消費税別）、その他指導員による指導に係る経費の一部（交通費、会議の宿泊費等）については大学の負担とする
	期大学基準協会の定める「短期大学基準協会第三者評価要綱」（平成二十四年四月改定）による	七年以内ごと	一般社団法人ABEST21の定める「知的財産分野専門職大学院認証評価基準」（平成二十二年十月十六日制定）による	一研究科一専攻当たり、審査費用は三百万円（消費税別）、その他指導員による指導に係る経費の一部（交通費、会議の宿泊費等）については大学の負担とする
公益財団法人日弁連法務研究財団 東京都千代田区霞ヶ関一丁目一番三号弁護士会館内	期大学基準協会の定める「短期大学基準協会第三者評価要綱」（平成二十四年四月改定）による	五年以内ごと	公益財団法人日弁連法務研究財団の定める「法科大学院認証評価事業基本規則」（平成二十六年五月二十日、六月十九日改定）及び「法科大学院認証評価手続細則」（平成二十二年十二月一日改定）による	一研究科一専攻当たり、審査費用は三百万円（消費税別）、その他指導員による指導に係る経費の一部（交通費、会議の宿泊費等）については大学の負担とする
一般社団法人ABEST21（THE ALLIANCE ON BUSINESS EDUCATION AND SCHOLARSHIP FOR TOMORROW, 21st century organization） 東京都港区南青山五丁目四番地二十九号	期大学基準協会の定める「短期大学基準協会第三者評価要綱」（平成二十四年四月改定）による	七年以内ごと	一般社団法人ABEST21の定める「AABE認証評価大綱」（平成二十六年三月八日改定）による	一研究科一専攻当たり、審査費用は三百万円（消費税別）、その他指導員による指導に係る経費の一部（交通費、会議の宿泊費等）については大学の負担とする
	期大学基準協会の定める「短期大学基準協会第三者評価要綱」（平成二十四年四月改定）による	七年以内ごと	一般社団法人ABEST21の定める「知的財産分野専門職大学院認証評価要綱	